

新型コロナウイルス感染症に関する商品改定について 【新種保険】(2021年10月改定)

【タフビズ賠償総合保険・建設業総合保険】

2021年10月改定(2021年10月以降始期契約を対象)において、新型コロナウイルス感染症を補償している特約の改定を行い、本商品にて引受対象となるすべての事業者の方に、新型コロナウイルス感染症を補償できるよう改定しました。

<2021年10月改定(2021年10月以降始期契約を対象)のポイント>

- 新型コロナウイルス感染症を補償対象としている「食中毒・特定感染症利益補償特約」の引受対象業種を全業種に拡大し、同様のリスクを補償する「休業損害補償特約」へ統合しました。^(注1)
- これにより、改定後の「休業損害補償特約」は従来の火災や自然災害等による損害に加え、食中毒・特定感染症(新型コロナウイルス感染症含む)も補償対象となっています。
- 引受対象業種の拡大に伴い、タフビズ建設業総合保険においても「休業損害補償特約」をセットすることで、新型コロナウイルス感染症のリスクに備えられるようになりました。
- 「休業損害補償特約」にオプション特約^(注2)を同時にセットすることで、新型コロナウイルス感染症の補償有無を変更することが可能です。

^(注1)「食中毒・特定感染症利益補償特約」は廃止しました。

^(注2)「食中毒・特定感染症のみ補償特約」および「食中毒・特定感染症補償対象外特約」をいいます。

<内容> ※新型コロナウイルス感染症に関する内容のみを抜粋して記載しています。

対象業種	全業種を対象とします。	
対象契約	2021年10月1日以降始期で「休業損害補償特約」をセットした契約 ※「食中毒・特定感染症補償対象外特約」をセットした契約は対象外です。	
補償内容	●事業者が占有する事業用物件等が、新型コロナウイルス感染症に汚染された(もしくは汚染された疑いがある)場合における休業損失および営業継続費用を補償(休業損害保険金および営業継続費用保険金)	
支払保険金名称と支払限度額	支払保険金名称	支払限度額
	休業損害保険金	【休業損害保険金と営業継続費用保険金 ^(注1) の合計】 (1事故・保険期間中 ^(注2)) 500万円
	営業継続費用保険金	
^(注1) 営業継続費用保険金は1事故につき500万円が限度となります。 ^(注2) 保険期間中の支払限度額は、新型コロナウイルス感染症以外の事由と合算して、基本契約の支払限度額が適用されます。		